

# ペニシリン耐性肺炎球菌 判定基準変更のご案内

謹啓 時下益々ご隆盛のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年4月7日付で感染症法に基づく届出基準が一部改正されたことに伴い、ペニシリン耐性肺炎球菌(*penicillin-resistant Streptococcus pneumoniae*: PRSP)につきまして、本改正に準拠した判定基準を採用させていただくことになりましたので、下記の通りご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

敬白

## 記

《変更日》 2025年 11月 1日（土）受付分より

《変更内容》 ペニシリン耐性肺炎球菌の判定基準

報告対象菌名	微量液体希釈法(MIC)の判定基準			
	変更後		変更前	
Streptococcus pneumoniae (PRSP)	無菌検体※	無菌検体以外	髄液	髄液以外
	PCG $\geq$ 0.12	PCG $\geq$ 4	PCG $\geq$ 0.12	PCG $\geq$ 2

※無菌検体：髄液、血液、胸水、腹水、関節液、骨髓液、心嚢水